

○丹波篠山市自治会情報伝達設備等整備事業補助金交付要綱

平成27年10月1日

要綱第70号

改正 平成30年6月29日要綱第62号

令和元年5月31日要綱第36号

令和5年 月 日要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進を図るため、自治会が行う情報伝達設備等整備事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部として予算の範囲内で補助金を交付することに関し、丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報伝達設備等 自治会内に設置し、情報伝達手段として使用する設備（以下、「情報伝達設備」という。）又は自治会内における情報伝達の効率化を図るために使用するアプリケーション（以下、「アプリケーション」という。）をいう。
- (2) 新設等 情報伝達設備の新設若しくは全面的な更新又はアプリケーションの導入をいう。
- (3) 改修 情報伝達設備の修理又は一部更新をいう。
- (4) 増設 情報伝達設備の追加をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に定める整備の区分に応じ、当該各号に定め額とする。

- (1) 新設等 基本額200万円と当該自治会の世帯数に1世帯当たり6,000円を乗じて得た額との合計額と事業費に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、当該額が500万円を超える場合にあっては、500万円とする。
- (2) 改修 事業費に2分の1を乗じて得た額。ただし、当該額が100万円を超える場合にあっては、100万円とする。
- (3) 増設 事業費の2分の1を乗じて得た額。ただし、当該額が50万円を超える場合にあっては、50万円とする。

(補助金の交付制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する自治会は、補助金の交付の対象としな

い。ただし、災害等やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) この要綱に基づき、既に新設等の補助金の交付を受けた自治会で、当該補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過していないもの

(2) この要綱により補助金の交付を受けようとする情報伝達設備等の整備について、国又は県の類似の補助金等を受けて整備する自治会
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に、補助金等交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業設計書又は見積書

(2) 現況写真（新設の場合を除く。）

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第18条に規定する補助金交付請求書（規則様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書が提出されたときは、当該提出された日から起算して1か月以内に補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し又は返還）

第10条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、その者に対する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金を目的以外の目的に使用したとき。

(3) 事業の実施方法が不相当であったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、

既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めるものとする。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日要綱第62号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月31日要綱第36号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

別記様式（第5条関係）

令和 年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 住所

氏名（名称） ⑩

補助金等交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、丹波篠山市自治会情報伝達設備等整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付願いたく申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の区分
- 3 世帯数 戸 ※新設等の場合のみ記入してください。
- 4 補助事業等の期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 添付書類
事業設計書又は見積書、現況写真